

## 制裁条項 - サプライヤーを保護する方法

2024年7月

One Asia Lawyers Group

オブ・カウンセル

マッシュュー・スターンズ

弁護士（カナダ（ケベック州））

### 1. 制裁体制の拡散

過去 10 年間、特にロシアによるウクライナ侵攻が始まって以来、制裁体制は世界中で急増しています。制裁体制は、個人や企業が制裁に違反した場合、罰金、さらには刑事責任を課すことで機能します。制裁は、特定の制裁対象個人との取引禁止を行う狭いものから、イランのような特定の国での取引禁止、ロシアに対する制裁の一部のような国の軍事支援など、非常に広いものまであります。米国が最も多くの制裁を課しており、EU や日本を含む他の民主主義諸国、国連も多くの制裁を課しています。各国が制裁を強化するだけでなく、制裁違反に対する訴追も 2022 年以降大幅に増加しており、特に米国では、外国資産管理局（OFAC）と司法省が再編され、注目度の高い訴追が数多く行われています。訴追リスクの高まりに加え、企業は制裁違反を風評リスクとして認識しています。

このように制裁体制に違反するリスクと意識が高まったため、企業、特に世界中に広範なサプライチェーンを持つ大企業は、サプライヤーとの契約に制裁条項を盛り込むようになりました。これらの条項には様々な形があり、その多くは非常に複雑で過酷なものですが、それにもかかわらず、企業がこれらの条項に違反しないように理解することは、あらゆる規模のサプライヤーにとって重要です。

### 2. 制裁条項

制裁条項とは、企業が、取引相手がいかなる制裁にも違反していないことを保証しようとする契約条項のことです。物品の販売やサービス契約における典型的な制裁条項は、事実上、サプライヤーがいかなる制裁にも違反していないことを表明し、制裁体制に違反しないことを約束するものです。サプライヤーは、提供する商品やサービスが制裁体制に違反して使用されないことを保証するために、制裁条項を契約に盛り込むこともできます。

制裁条項にはいくつかの共通点があります。

- 制裁条項では、適用される制裁体制を特定する必要があります。これは特定の制裁体制に限定することもできます。世界経済における米国の重要性を考慮すれば、OFAC が課す制裁はほとんどの場合含まれ、関連国が課す制裁も含まれます。制裁条項は、「該当するあらゆる制裁」を適用する、より自由な条項とすることもできます。さらに、特定の業種（海運業、銀行業など）が特定の制裁に該当する場合もあり、制裁条項でこれを特定することもできます。
- 条項には、それが誰に適用されるのかも明記されます。これは契約当事者だけでなく、その支配下にある関連会社や企業も含まれます。制裁体制は、制裁を受け

た個人に利益を与えることを明確に禁止しているため、制裁条項には通常、サプライヤーが制裁を受けた個人に支配されていないことを表明することが含まれません。

- 制裁条項はまた、制裁違反があった場合にどうなるかも定めます。これには通常、制裁体制に違反する可能性のある行為を行わない権利と、契約を解除する権利が含まれます。
- 最後に、企業は制裁条項の中に、制裁に違反することによって生じる費用や損害について相手方に責任を負わせる補償条項を盛り込む場合も多くあります。

これらの条項は、サプライヤーがあまり気にすることなくただ受け入れなければならない定型文のように思えるかもしれませんが。しかし、最近のシンガポールの判例<sup>1</sup>は、英国の判例に続き、ある企業が契約書の制裁条項に依拠し、そうすることで米国の制裁に違反する可能性があるため、契約金を支払わないことができるという判決を下しました。これは、サプライヤーに対し制裁条項を理解し、制限することの重要性を示しています。

### 3. 制裁条項の交渉

サプライヤーがバイヤーの制裁条項に反発することは、特にバイヤーが重要な顧客であり、その制裁条項は交渉の余地がないと主張する場合、困難に思えるかもしれません。しかし、上記に示したように、制裁条項はその範囲と合理性において様々であり、実際、サプライヤーにとって不必要な重大なリスクを引き起こしかねない制裁条項のより極端な側面に反発することは通常可能です。

もちろん、交渉は常に特定の当事者や問題によって異なりますが、多くの場合、適用できるいくつかの一般的なポイントがあります。

- 制裁条項は相互的であるべきです。バイヤーがサプライヤーに制裁条項を課した場合、その条項はバイヤーにも等しく適用されるべきだと主張するのは妥当です。これは、制裁体制の中には、製品が最終的に行き着く先に対して責任を課すものがあるため、例えば、日本のサプライヤーが提供した部品が制裁対象国、例えば北朝鮮に行き着いた場合、日本のサプライヤーは責任を問われる可能性があることに関連しています。さらに、基本的なレベルでは、両当事者を同じ規定に従わせることは、それらが合理的であることを保証するための大まかな方法です。
- 制裁条項の中には、過度に広範なものもあります。バイヤーは、その条項が適用される制裁措置は全てに適用されると言いたがるかもしれませんが、これはサプライヤーを未知のリスクにさらすこととなります。制裁条項の適用範囲を限定し、リストアップされた制裁体制と明確に特定された当事者にのみ適用されるようにするのが合理的です。
- 制裁条項の中には、サプライヤーは条項に違反していないはずだから、すべての結果について責任を負うべきであると主張し、無制限の責任を課そうとするもの

---

<sup>1</sup>*Kuvera Resources Pte Ltd v. JPMorgan Chase Bank, NA*

もあります。しかし、他の多くの賠償条項と同様に、直接的な損害賠償に限定するなど、責任を制限することは合理的です。

制裁体制で考慮すべきもう一つの問題は、相反する制度です。これは、一部の国が、他国が課した制裁体制に企業が準拠することを阻止するための法案を可決したケースです。東アジアでは、中国と台湾の緊張が高まり、互いに制裁を課そうとしているため、このようなリスクが高まっています。

サプライヤーにとっての最後の考慮点は、制裁条項が合意された後、企業は遵守していることを確認する必要があるということです。これは、社内にコンプライアンス・メカニズムを確立することを意味する場合もあれば、自社のサプライヤーとの契約に制裁条項を追加することを意味する場合もあります。

#### 4. 結論

近年の制裁条項の急増は、サプライヤーが受け入れなければならないもののように感じるかもしれませんが、それが問題になる可能性はそれほどありません。しかし、過度に広範な制裁条項によるリスクは現実のものであり、サプライヤーはそのような条項を受け入れる必要はありません。制裁体制の仕組みと許容される慣行を理解するために専門家の指導を受けることで、企業はバイヤーが課そうとする過度に広範な、あるいは不合理な条項を押し返し、制裁条項が企業にとって限定的で管理可能なリスクしか持たないようにすることが可能となります。

#### ◆One Asia Lawyers◆

「One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または [info@oneasia.legal](mailto:info@oneasia.legal) までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。



< 著者 >



マシュー・スターンズ  
**One Asia Lawyers Group**  
オブ・カウンセル  
外国弁護士（カナダ・ケベック州法）

マシューはカナダ法弁護士資格を有し、世界4大陸で豊富な鉱業経験を有する。

数十億ドル規模の鉱山プロジェクト2件のジェネラル・カウンセル、鉱業投資家の社内弁護士、鉱業プロジェクトへの投資をサポートする社外弁護士を務めた。鉱業プロジェクトの立ち上げから投資決定、プロジェクト・ファイナンスの許認可、環境コンプライアンス、工事請負契約や建設問題、販売契約に至るまで、あらゆる側面に深く関与してきた。

また同氏は、新興鉱業会社2社の取締役を務め、複数の法域における鉱業法の見直しや起草にも携わっている。

現実的で解決志向のアプローチ、強力な法律草案作成・管理能力、多様なチームとの協働を得意とする。

[matthew.starnes@oneasia.legal](mailto:matthew.starnes@oneasia.legal)